

平面類型から見た住様式の動向に関する研究 (2)

千葉大学 服部研究室

——集合の住様式の概念提起——

目 次

1. 目的
目的/集合による住様式/アイデンティティによる見方/考察の筋道と結論の概略
2. 研究方法・調査対象住宅地・居住者特性
方法/調査地概要/調査対象の基本的特性
3. インタラクションの論理とその平均像
インタラクションの種類/住宅地の時間経過とインタラクション/インタラクションの操作的定義/インタラクションの作用の意味/平均像と住宅地構成/インタラクションの強さと効果・意味
4. インタラクションの実態 (省略)
防衛的作用・譲歩的作用/顕示的作用・調和的作用/余裕的作用
5. アイデンティティの論理と実態
自由と秩序/秩序の論理/景観/傾斜/要因別比較/アイデンティティの構造
6. 今後の研究課題

1. 目 的

住様式の動向を見る場合、住生活の様式の把握ということで居住者個々の住居と住生活に着目することが一般的である。住生活の展開される場と住様式研究の意義を配慮する時、居住者個々の住居と住生活だけでなく居住者集団の住生活——必ずしも共同生活ではないが、地域的に連続した住環境における集合的生活——の様式を見極めておく必要がある。

■ 集合における住様式

計画住宅地の現在の平均的な住宅形式は、どのような根拠で成立したのか。最初の共同住宅の住戸は、内部空間としてのあり方を、実態調査を通して研究され根拠を与えられてきた。住棟形式は、構築技術の発展に支えられたヨーロッパの集合住宅(積層型)の移入の結果であると思われる。住戸の形式は、もちろん住棟の条件とやりとりしながら定型化してきたものであるが、しかし住戸と住棟の成立の根拠は異質なものであるといつてよい。さらに住宅地の集合化の形式の根拠では、欧米での先行

的な開発結果を移入したものではあるが、日笠端や鈴木成文などの実証的研究^{*1}で、ある程度までは、日本の都市生活の伝統と関連づけがなされている。

住戸——住棟——住宅地の段階において、住棟のみは、実証的な検討が欠けていたといわざるを得ない。住棟計画に関する生活からの根拠の研究である。もちろん、共同住宅の住棟諸形式ごとの住生活研究は多くあり、これまで住棟別の計画理論を確立させてきた。^{*2}しかし、アプリオリに与えられる住棟を生活的に検討してきたわけで、住棟そのものの事後承認のためのものというかたちになった。

そこで、住棟そのものの根拠となる実証的研究を組立てることが期待されることになる。

では住棟の根拠となる基本的概念は何であるのか。これまでの住棟研究では、住棟レベルの近隣生活^{*3}に着目するか、住戸側から住戸の内外関係など^{*4}に着目することによってきた。確かにこの方法は、基本的な生活の側面に焦点を与えていたが、何故に住棟がその形式に構成されていくのかを示し得ないものであった。現在の共同住宅の住棟は、そのようなものとして、いわば所与であるから、これをどのように扱おうにもその根拠は出てこないのである。共同住宅ないしは集合住宅の、共同・集合の契機に対する生活的な根拠に着眼しなければ、この根拠を解明できない。そこで、やはり住戸計画のモデルとしての独立住宅と同様に、独立住宅の住宅地が現実存在するモデルとなる。独立住宅の建設から住宅地形成の流れには、居住者の内部空間構成のエネルギーのみならず、相隣関係や近隣関係を通しての集合への自然なエネルギー^{*5}が存在する。後者のエネルギーは、構築技術のフィルターを通してはいるが、住棟形式の根拠を説明できるものである。

今、相隣関係・近隣関係のもとにおける居住者の住宅地づくり(人・ものの相互作用—インタラクション)の結果を、造語であるが「集合の住様式」と名付ける。この住様式は、住宅単体の住居様式と住生活の様式を超えた意味を与えたものである。

集合の住様式は、住宅だけでなく、だからといって、また住宅地全体でない、その中間の中規模理論^{*6}として、住棟形式の検討の資料を与えるだけでなく、多くの面で意

義があると考えられる。それらを列挙すれば、以下が考えられる。

- i) 人間的スケールでの住環境のあり方
- ii) 目標のない住環境の目標設定
- iii) 居住者エネルギーの住環境レベルでの解放

■ アイデンティティによる見方

集合の住様式の実態が報告される以下の研究では、先に見た「人・ものの相互作用」による住環境形成（集合の住様式の検討）と並んで、住宅地のアイデンティティが取りあげられている。

アイデンティティ（個別性）は、インタラクションの結果、どのような形式（特徴）の住宅地が形成されたかについての指標である。現代の住環境は、生産との関連を失なった部分で、すべて均質的平均的様相を示しているようにいわれる。しかしその地域の歴史や立地条件から様々な変化を受けている。これまでの学的成果は、この多様な状態に対して、それほど根本的な感度を示してきていない。人文地理学は、建築的には、あまりに現象的指標を用いるのみで歴史的説明や景観的解釈に止まっている。また建築における集落計画の成果^{*7}は、やはり農漁村などの生産的特色と歴史的特色に着眼している。建築史学でも^{(郡)市住宅地の研究^{*8}}が始められているが、保存への志向や歴史的説明への志向があり、異なっている。またアイデンティティは、E・H・エリクソン（アメリカ）によって精神分析的自我心理学上の基本概念として、固有の意味を具えているし、哲学的にも歴史的な概念であるといわれる。しかし、ここでは、あえてこの言葉により住宅地の形式の特徴を表現しようとした。というのは、住宅地の個性が失なわれ、どこへ行っても同質の住宅地しか見られないという体験的印象が、平均的な住宅地のあり方とする時、特徴のある住宅地をアイデンティティがあると呼ぶことが言葉のニュアンスから適当であるからである。逆に平均的な様相をアイデンティティの喪失と呼ぶことも適当である。

アイデンティティの原意は、①そのもの（人、物）であること ②そのものであることを確認できる特徴 ③同一性、主体性 ④（相異なるものの）同質性など（岩波新英和辞典、1981）である。①は、本質という意味であろう。②以降の意味は、他との比較を前提にした特徴を指すものである。報告では、一般的には②の意味を考えたい。

アイデンティティは、居住者の行為の結果、現われてくるものである。徐々に形成されてくるものである。その意味では、居住者の人・ものの相互作用であるインタラクションでは居住者が基本的共通的に関与するであろう作用に着目している。今回のアイデンティティ研究では、逆に異質な作用の外生的契機として、視覚的なものと

して景観、空間的なものとして宅地の傾斜、社会的・空間的なものとしての密度、規範的なものとして伝統性の4点とアイデンティティとの関連を調査分析した。住宅地のアイデンティティは、今後どのような契機で形成されていくのか、またどのような形式を生み出すのか。あるいは、形式のエネルギーが存在しないのかが興味のある点であった。

（参考文献等）

^{*5}以下の研究は、示唆的であった。郊外住宅群のプライバシーの原理（友田博通、東大修論）、独立住宅の周囲の状況と平面計画の対応に関する考察（河中俊、東大修論）、市街地における住居の囲いこみ（門・堀など）の手段と意味について（紙野桂人他、近畿支部研）、^{*6}R. K. マートンの中範囲の理論、^{*7}漁村集落の高密度居住形態に関する研究（畑聡一）、^{*1~*4}、^{*8}省略

■ 考察の筋道と結論の概略

この種の研究は、住宅計画の研究や周辺分野の研究においてもいまだ十分でないので、研究の筋道としては、まず、集合の住様式の実態を把握しなければならなかった。その際、いわゆる住様式における多様性に対応して、多様性をくみとる方法論が意識された。

すなわち、集合の住様式の枠組づくりを実態をそこなわないよう構成することが肝心であった。また、調査対象地の選択においても、全国的な巾広い抽出方法が取られた。その結果、人・ものの相互作用としてのインタラクションは、住生活を防衛する作用（防衛的作用）、他の居住者の住生活を配慮し譲歩する作用（譲歩的作用）、自己の住居を顕示する作用（顕示的作用）、住居を周辺の住居等に調和させる作用（調和的作用）、その他自然条件や社会的条件に対する余裕的な作用（余裕的作用）等の存在とその相互関係を見出すことが出来た。

次に、アイデンティティについては、上記インタラクションの各作用の結果として、住居・住宅地構成の物的特性および近隣生活などの特性に着眼し分析を行なった。本研究の現段階では、アイデンティティの枠組みは、まだ十分なものとする事が出来なかったが、物的な——多くの場合視覚的な——共通性によるアイデンティティ形成の実態が、余裕的作用の結果として存在することを明らかにできた。

2. 研究方法・調査対象住宅地・居住者特性

■ 方法

全国の独立住宅地を対象とした留置式アンケート調査、インタビュー調査、観察調査（スケッチ・写真撮影）を行ない、調査結果の統計的、仮説検定的分析を行なった。アンケート調査の内容は、表1、2に示す。

表-1 インタラクシオン基本調査項目

	内 容
1.	居住者の基本的属性（家族構成，収入，職業等）
2.	住居の基本的属性（建設年，規模，配置図，間取）
3.	近隣生活の実態
4.	人・ものの相互作用
5.	住居・住宅地の評価

1. 日照・通風の確保
 2. 防犯・防災の方法
 3. プライバシーの確保
 4. 住居デザインの意図
 5. 自然・社会条件への対応

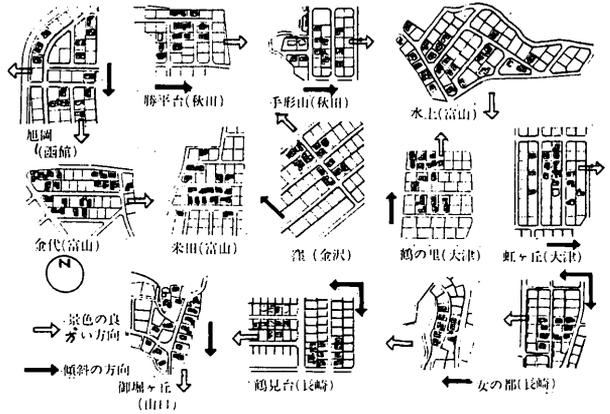


図-1 調査地配置図

表-2 アイデンティティ基本調査項目

	内 容
1.	（景観・傾斜・伝統性・密度）に関する工夫
2.	住宅地内における同種工夫の存在
3.	近隣生活における工夫に関する話題の存在
4.	市内地域における同種工夫の存在

■ 調査対象の基本的特性

敷地規模は，平均で214～381㎡に及び，最小は富山C，最大は山口である。

住居規模は，平均で109～114㎡に及んでおり大差がない。容積率は，平均で26.6～50.7%の巾があり，敷地規模と密接に関係している。（以上，図-2）

住居の平面類型の分布では，地方性や居住者属性を反映して多様性がみられる。続間を持つ平面型の比率が高い住宅地は，長崎，金沢，富山，秋田であり，特に富山・秋田は，過半数を超えている。居間をホールとする型は，函館や秋田に見られ，特徴的である。近代的な廊下アクセスによる型は，大津Bに大量に見られる。（図-3）家族に関する属性では必ずしも一定の分布となっていないが，住宅地の建設年・入居年に対応して経過年数の長い山口，大津Bで複合家族や老人家族が多く，経過年数の短い長崎，秋田などで若い家族が多いといった一般的

■ 調査地概要

全国7郡市（長崎，山口，大津，金沢，富山，秋田，函館）の12住宅地246の独立住宅を対象とした。各住宅地は，ほとんどすべて第一種住居専用地域の住宅地で，その地方の最近における最も優良な住宅地を選択した。また，住宅が各居住者の注文的計画によるものになるようにできるだけ建売住宅地を除いて選んだ。（建売住宅の多い住宅地は，山口，富山A，B，の3住宅地だけである。）各住宅地の特性は，表-3に示されている。

表-3

調査住宅地	都市計画区分	建ぺい率	容積率	所在地	事業主	開発年度	調査年月日	戸数	景観方向	傾斜方向・緩急
長崎A	女の都	第一種住専	50%	80%	長崎市川平町	市住宅供給公社	S47～49	55.8.3 ～8.5	17	西 南・西 急
長崎B	鶴見台	市街化調整区域			長崎市鶴見台	民間	53～55	55.8.3 ～8.5	21	西 南・西 急
山口	御堀ヶ丘	第二種住専	60%	200%	山口市御堀	県住宅供給公社	39～41	55.8.7 ～8.9	29	南 南・西 中
大津A	鶴の里	第一種住専	50%	80%	大津市鶴の里	県住宅供給公社	44～46	55.8.11 ～8.13	16	北 北 急
大津B	虹ヶ丘	市街化調整区域			滋賀県滋賀町	民間	44～55	55.8.10 ～8.13	16	東 東 急
金沢	窪	第一種住専	60%	100%	金沢市窪	民間	46～55	55.7.12 ～7.14	22	北西 北 急
富山A	金代	第一種住専	40%	60%	富山市新金代	民間	48～53	55.7.12 ～7.14	21	東 平坦
富山B	米田	第二種住専	60%	200%	富山市米田すずかけ台	民間	50～53	55.7.12 ～7.14	18	— ならかな起伏
富山C	水上	第一種住専	40%	60%	富山市水上団地	県住宅供給公社	53～55	55.7.12 ～7.15	23	南 ならかな起伏
秋田A	勝平台	第一種住専 風致地区	40%	60%	秋田市松美ヶ丘南町	民間	47～55	55.9.22 ～9.24	13	東 東 中
秋田B	手形山	第一種住専 風致地区	20～40%	50～60%	秋田市柳沢	県住宅供給公社	52～55	55.9.22 ～9.24	13	東 東 緩
函館	旭岡	第一種住専	40%	60%	函館市西旭岡	道住宅供給公社	52～55	55.9.18 ～9.20	37	南・西 南・西 緩急

住宅地名	平均敷地面積 200m ²	平均延床面積 100m ²	容積率(%)
旭岡	256	114	44.4
勝平台	272	116	42.7
手形山	279	106	38.1
水上	256	114	44.3
金代	245	114	46.0
米田	214	100	46.6
窪	226	114	50.0
鶴の里	255	115	45.0
虹ヶ丘	239	111	46.3
御堀ヶ丘		101	26.6
女の都	381	109	45.4
鶴見台	221	112	50.7

図-2 敷地面積・延床面積・容積率

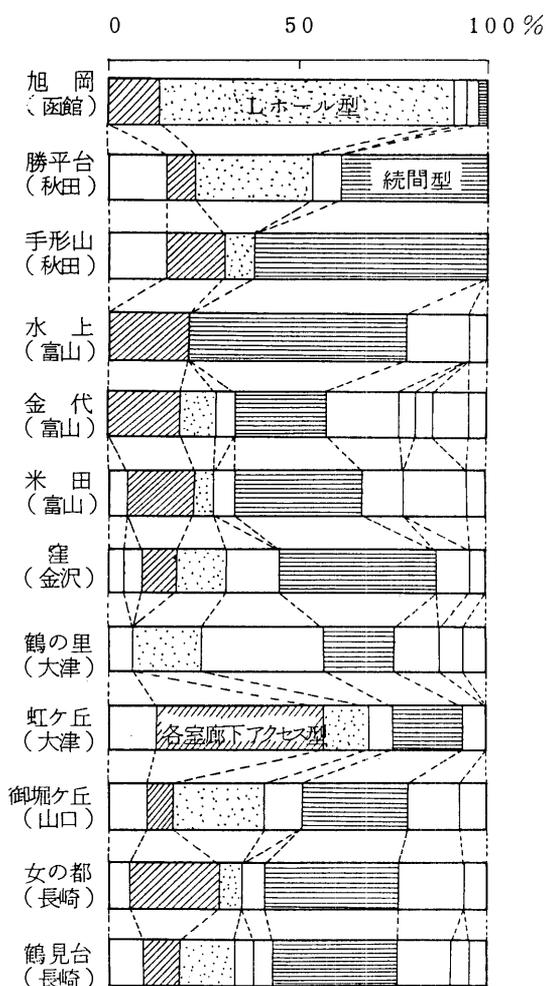


図-3 間取り類型

傾向が見られる。家族人数は、3.0~4.7人（平均）で、家族型に対応している。（図-4）

世帯主の職業では、共通して専門技術職、管理職・役員が最も多く続いて一般職（労務職、事務職）が多いが、他では各住宅地でそれぞれ異なっている。

収入は、非常に広く分布しており、平均して300~700万円/年に及んでいる。最も低いのは秋田B、最も高いのは大津Bである。

3. インタラクションの論理とその平均像

■ インタラクションの種類

集合的な近隣生活における人と人、人との対応——インタラクションは、次のような作用で構成される。

1. 防衛的作用

防衛的作用は、周辺の人間と環境条件に対して自己の住生活を防衛しようとするものである。様々な条件に対して自住戸の居住性（例えば、日照・通風、防犯性・防災性、プライバシーなど）を確保するための作用である。日照のため隣棟間隔を十分取れるよう住戸配置や間取りを工夫する。プライバシーの確保のため、プライバシー侵害のおそれのある位置に高木を植えるとか採光をさまたげない程度のカーテンを取付ける。

2. 譲歩的作用

譲歩的作用とは、相隣住戸の居住性をさまたげないよう、自住戸の居住性確保を譲歩的に行なうものである。相隣する他住戸への配慮は、集合の住様式の中心的な意味を持つものである。例えば、隣家の日照を守るため自住戸の位置をずらす。隣家の防犯・防災のために、塀を低くしたり、隣棟間隔をとる。この作用は、相隣する複数住戸の協力によって成り立つことが多い。

3. 顕示的作用

自住戸のデザインを、周辺の住宅による街並のデザインに対して目立つようにするものである。住居は、居住者の独自の住生活やその個性の表現である。この限りにおいて、顕示的作用は常に存在するがどのようなであれば、顕示的なデザインであるかを定める客観的な指標は、非常に把えにくいものである。この指標は、むしろ主観的なもので、本研究では居住者の顕示的意識を基準にした。

4. 調和的作用

周辺の街並デザインに対して自住戸のデザインを調和させようとするものである。この作用も、顕示的作用と同様の特徴がある。

5. 余裕的作用

周辺の自然条件（景観の特色、地形の特色など）や社会的条件（伝統的規範、住居密度の制約など）に対して配慮するものである。

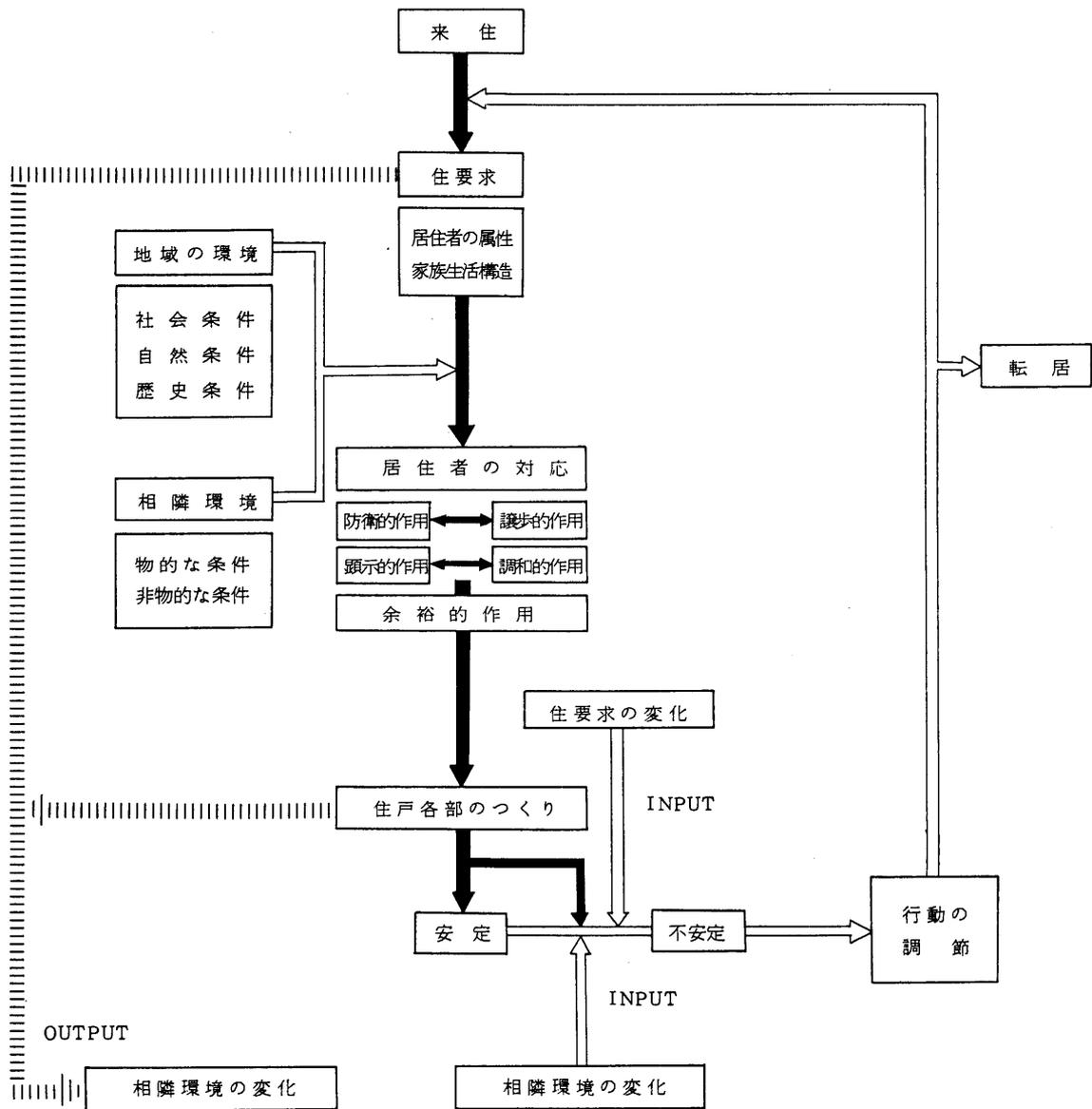


図-5 インタラクションと各条件の関連

この作用は、多くの場合住宅地の個別の条件に対応するもので、防衛的作用・譲歩的作用・顕示的作用・調和的作用の4作用が基本的なものであるのに対し特殊なものといつて良い。

以上の5種類の作用は、互いに関連しており——1と2、3と4は対立する——住宅地づくりに対する異った効果を持っている。

■ 住宅地の時間経過とインタラクション

各作用は、居住者の住宅地への来住に伴なって始まる。表-4、図-5は、住宅地形成プロセスとインタラクションの関連を示したものである。

来住の段階は、居住者は自住戸と相隣住戸の関連を予想しながら住宅計画を行ない、住宅の建設完了に伴ない実際の住生活が始まる。住宅計画でのインタラクションは、5種類の作用が見られ住居や外部の要素(もの)のあり方の決定に関与してくる。住生活では、住居の可

動要素(樹木、カーテンなど)、住生活そのもの(部屋の使い方、生活スケジュールなど)の制御にインタラクションの範囲が絞られてくる。既に住居は建設されているので、いわば微調整の作用として、防衛・譲歩的作用が中心となり、顕示・調和的作用や余裕的作用は後退する。

次の段階は、住生活の継続に伴なう問題の処理がインタラクションの契機となる。問題の中には、来住初期の段階で不十分であった住宅を充実させることもあるが、住要求の変化・向上、変化した外部環境への対応、さらに老朽化やいたみの補修におけるインタラクションが含まれる。このインタラクションは、今回の調査研究では十分把握されていないが、恐らく経済的余裕があれば新築時と同様の5種類の作用が見られるであろう。

■ インタラクションの操作的定義

各作用に関する居住者の意識から、インタラクション

の有無を調査するに、表5のような質問構成によった。

表-4 居住空間の経過とインタラクション

	住居計画 — 来住（生活開始） — 定着		
防衛的作用	○	○（生活上の）	○
譲歩的作用	○	○（生活上の）	○
顕示的作用	○	△	○
調和的作用	○	△	○
余裕的作用	○	△	○

表-5 インタラクションの定義

作用	質問内容
防衛的作用 (P)	1. 生活上の防衛意識（生活上の作用） 施錠 / カーテンの利用 / その他 2. 泥棒や火事を防ぐ工夫 3. 日照・風通しのための工夫 4. プライバシー確保のための工夫 間取り / 出入口 / 窓 / 家の配置 / 高さ / 壁・ 扉 / その他（2.3.4.ほぼ共通）
譲歩的作用 (M)	1. 他住戸にめいわくを与えない配慮（生活上の作用） 庭木の手入れ / ペット / 楽器・ステレオ / その他 2. 防災上、他住戸へめいわくを与えない工夫 3. 日当たり・風通しで、他住戸へめいわくを与えない工夫 4. 他住戸のプライバシーを犯さない工夫 扉 / 家の高さ / 窓 / 開口部 / 家の間隔 / その他 （2.3.4.ほぼ共通）
顕示的作用 (D)	1. 家の外観、扉・庭について個性的なデザインの意識
調和的作用 (H)	1. 家の外観、扉・庭について風景・地形との調和を考慮したデザイン 2. 周囲の家並・街並への調和を考慮したデザイン 家の外観 / 庭 / 屋根 / 外壁 / 窓・バルコニー / 玄関・門など 3. 周囲の住戸と協同での家づくり
余裕的作用 (S)	1. 景色を楽しむための工夫（景観） 2. 敷地の高さの差を考慮に入れた工夫（傾斜） 3. 建てこんでいることを考慮に入れた工夫（密度） 4. 古く伝わっている家づくり・間取りへの考慮（伝統性）

■ インタラクションの作用の意味

住宅地の空間を記述する方法として、単に実体的（寸法・面積、材料、構造等）に把握する事も考えられるが、住環境形成に居住者が目的的に参加している点を無視することになりかねない。そこで今、インタラクションの各作用に対応させ、住宅地空間を機能的に見る観点が導かれてくる。

自住戸を中心に配慮する防衛的作用や顕示的作用は、自住戸と他住戸の関係を切断し独立化する意味があるから住宅地空間は、この両作用からは各住戸の領域で区切られた機能的単位の集合として記述される。この事はまた相隣住戸の相互関係が積極的でないということから閉鎖化した住宅地空間の形成に繋がる。具体的には、既存の道路など以外は共有空間を持たない、雰囲気としても冷たい住宅地になる。特に生活上の防衛的作用が強く働くと、外部の人間にはきわめて閉鎖的な印象となる。

これに対して、譲歩的作用や調和的作用は、物的な面でも生活上でも相隣住戸同志の好意的な関係を前提にするし、こうした関係を助長するから、住宅地空間はこの両作用からは各住戸の領域が重複した融合的単位の集合として記述される。この単位は単に機能的な意味だけでなく連続的な領域を持つことに特徴がある。この事はまた相隣住戸の相互関係が積極的であるということから開放的な住宅地空間の形成に繋がる。雰囲気としても同様な効果が期待される。

■ 平均像と住宅地構成

インタラクションにおける各作用の平均像（イメージプロフィール）は、各作用の特性を良く表わしている。防衛的作用、譲歩的作用、顕示的作用および調和的作用はインタラクションとして基本的なものであり、図-8に示すように25~74%の居住者に実感があることが分かる。最も高いのは、日照・通風に関する防衛的作用で、他の作用を圧倒している。やはり譲歩的作用は、相対的に割合が低く30%前後である。しかし生活上では、防衛的作用と譲歩的作用は、関係が逆になり日常生活では、譲歩的作用のウェイトが高くなり相隣住戸への配慮が多くなされていることが分かる。

顕示的作用と調和的作用の意識は、相対的に低く25%以下である。調和的作用のうち相隣住戸との協同によるものは11%と非常に低いのが、存在している。

以上の平均像は、先に述べた居住経歴とインタラクションとの関連から推測すると、住宅計画の段階では防衛的作用が強く働き、生活が開始されると譲歩的作用が顕在化してくるといえる。

次に余裕的作用では、住宅地の特性に応じてまちまちで平均値は高い分散を示している。しかし、景観、傾斜、密度および伝統性に関する対応は、いずれも40%を越えており高い意識が見られる。

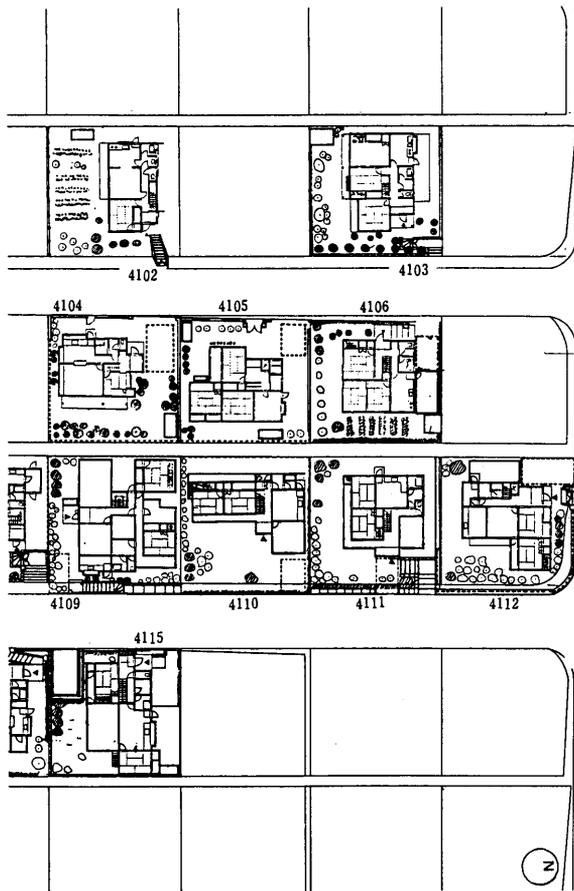


図-6 [大津 B] 配置図

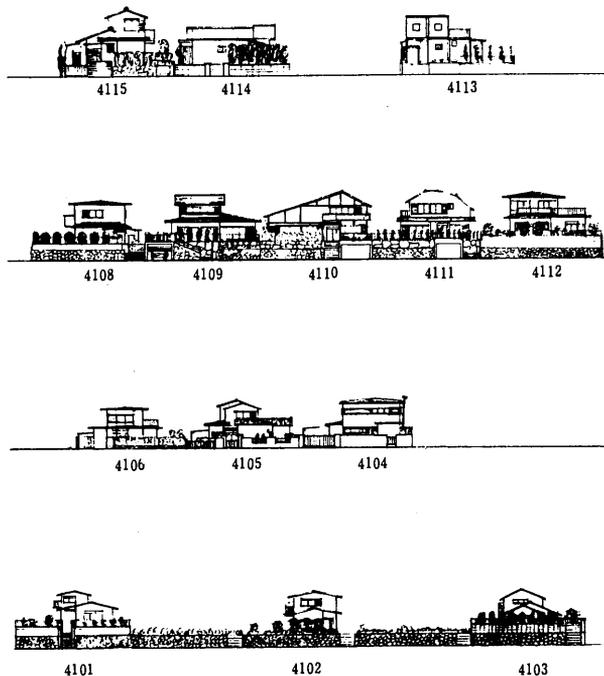


図-7 [大津 B] 立面図

調査対象の住宅地は、各地方で優良とされる最近開発された住宅地を選択したわけだが、様々な特徴を持っており、その特徴が余裕的作用に直接的に反映していると思われる事ができる。

長崎 A は、長崎の住宅地の多くと同様に高台で海が見える傾斜地にある。海は西の方向に見える。南西に急傾斜している。このため傾斜や海の景観に対するインタラクションは強く働く。同様の傾斜・景観への作用は、大津 B、金沢などにも見られる。

このような作用が、他の住宅計画上の要件と調和する場合は問題は少ないが、金沢のように景観の方向が、北側であると意識的に北側に開口を取ることとなり特殊なアイデンティティを形成する契機ともなる。

余裕的作用と他の4作用、特に防衛的作用との関係が、対立的であるかどうかは、居住者に住宅計画上特別な工夫を必要とするかどうかの条件となる。必要な防衛的作用の効果をなくするような余裕的作用は無意味である。また逆もいえる。この両作用の関係は、特に対立的な場合、住宅地構成の特性を良く表わす。

また、住宅地の条件として、敷地規模、形状、相互関係や接近道路との取り合いも、インタラクションの各作用の発現のし易ささに影響を与える。余裕的作用と他の作用の関係はもちろん、すべての作用の相互関係に影響を与える。

大津 A は、琵琶湖を望む北斜面の住宅地である。北斜面と北に開ける景観は、余裕的作用・日照通風に関する防衛的作用の困難さに繋がるが、敷地形状から東西にやや細長い事が、これを一層困難にしている。

富山 A の敷地の相互関係は、相互に敷地が半分づつずれており、プライバシーなどに関する防衛的作用を容易にしている。

■ インタラクションの強さと効果・意味

インタラクションの強さは、本来それぞれの住宅地毎の特性に対応するものであり、質的に異なった作用を含んでいることから計量可能ではない。しかし、仮に発現のし易さという質的な差、住宅地毎での違いを何らかの手続きで解消することが出来るならば、各作用を横断的に比較できる内容に一步近づくことができる。

そこで、インタラクションの作用 (I_j) に対し、その平均的な発現の確率の逆数 ($1/P_j$) を乗じて相対的なインタラクションの作用 (A_j) を構成する。この値を加算すると必ずしも真のインタラクションの強さを示すものではないが、見かけの上では、実感的なインタラクションの強さ (S) を示すものとして良いと考えられる。

$$S = \sum A_j, \quad A_j = I_j \times 1/P_j$$

ここで、 P_j は図-8に示す、平均値のプロフィールの値を取り I_j に j 番目の作用の有無を採用すると表-6のような実態が得られる。

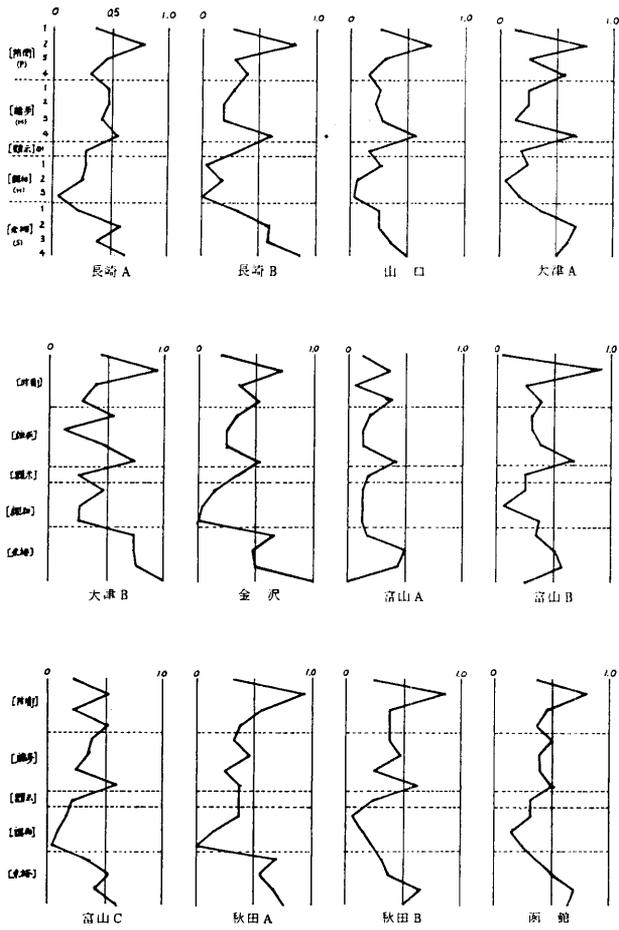


図-8 イメージプロフィール

表-6 住宅地別インタラクションの強さ

住宅地名	総合のインタラクションの強さ	標準偏差	最大値	最小値
長崎A	18.72	10.52	43.13	3.34
長崎B	15.38	6.49	26.10	1.76
山口	12.69	9.36	38.75	2.00
大津A	15.13	8.56	30.90	3.34
大津B	23.61	6.76	31.67	9.84
金沢	15.92	9.59	46.61	2.00
富山A	14.36	9.11	30.05	0.00
富山B	17.37	7.63	31.11	5.25
富山C	14.97	8.94	35.11	4.16
秋田A	18.98	9.49	35.42	2.49
秋田B	15.60	9.38	31.05	5.82
函館	20.26	10.86	47.87	4.16

強さSは、住宅地の特性、特に居住者の住宅・住環境に対する評価の意識（高低より、むしろ明確さ）や近隣関

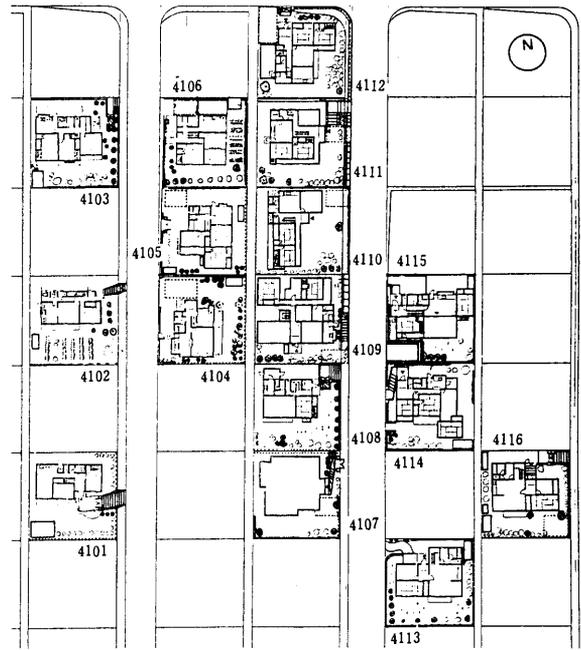


図-9 大津 B (虹ヶ丘) 配置図

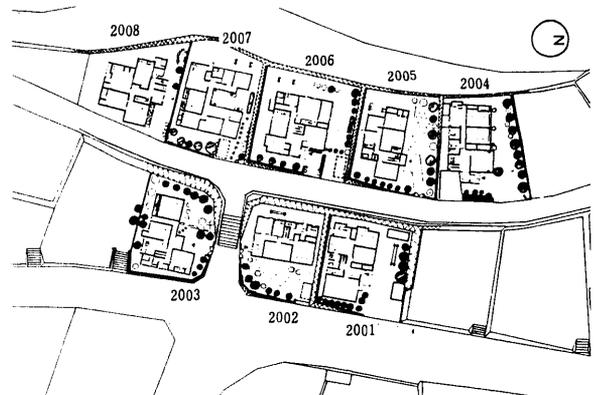


図-10 長崎 A (女の都) 配置図

係などに関係しており、居住者の生活の積極性を示すと考えて良い。従って単純に考えれば、強いインタラクションの存在は、物的・非物的にも良い住宅地計画であることを表わすことになる。

インタラクションの各作用が、いかなる必要性や欲求によって生じるかを考察することは、作用が存在する方が居住者の積極的な住環境づくりが見られるとする常識的判断を深めることになる。

長崎 A、大津 B、秋田 B、函館はいずれもインタラクションの作用に高い数値を得た住宅地である。例えば、大津 Bは他の作用がいずれも高い値を示しているにもかかわらず奇妙にも日照・通風の譲歩的作用がきわめて少ないがこれは、十分余裕のある配置計画によってそのような譲歩が必要ないことが推論される。山口の住宅地は、全体

に容積率が低く余裕があり、このためインタラクションの作用の必要性がない。その結果全住宅地の中で作用が最も活発でない。

このようなインタラクションが不必要であることからくる作用の不活発さは、適切な傾斜地におけるプライバシーや防災・防犯に関する作用にもあてはまる。

逆に、富山 A、富山 C などの低いインタラクションの住宅地では、敷地規模の条件の制約から自由な作用の発生が抑制されている。これはインタラクションが不可能であることからくる不活発さである。

次に来住時期の早さに関わるインタラクションの作用への影響がある。これは周辺に住居がない段階での来住者と建て込んで来た段階での来住者の反応の差である。早期の来住者は、制約を受けずに全般的で平均的なインタラクションの作用を示すが、後期の来住者は、可能性のない部分には作用を示すことが出来ないの部分的な反応を示すことになる。すなわち早期の来住者は活発なインタラクションを示すが、後期の来住者はバランスの悪い、消極的なインタラクションを示すともいえる。

4. インタラクションの実態（省略）

- 防衛的作用・譲歩的作用
- 顕示的作用・調和的作用
- 余裕的作用

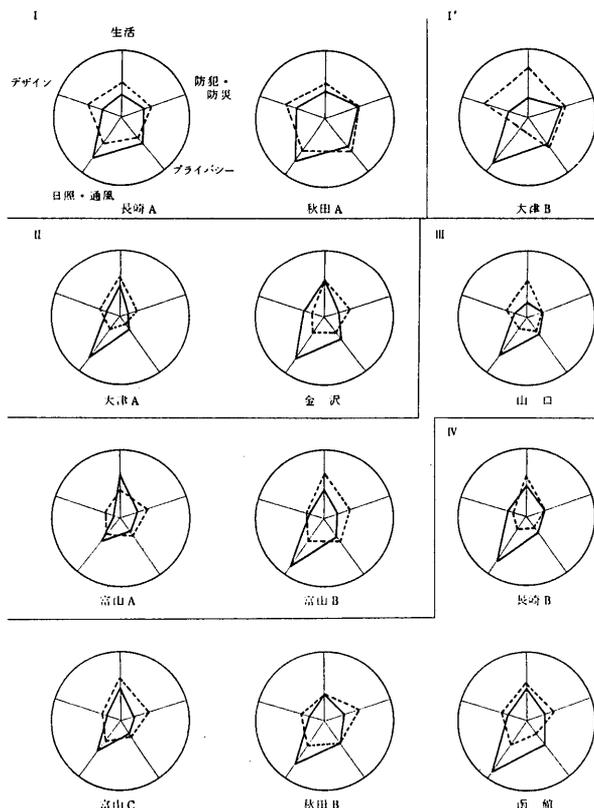


図-11 防衛・譲歩・顕示・調和的作用 (%)
(実線—防衛・顕示, 点線—譲歩・調和, 円周 50%)

住宅地	景観工夫	伝統工夫	住宅地	景観工夫	伝統工夫
長崎 A	35.3	50.8	富山 A	28.6	61.9
長崎 B	33.3	61.9	富山 B	38.9	61.1
山口	24.1	24.1	富山 C	34.8	56.5
大津 A	37.5	50.0	秋田 A	46.2	53.8
大津 B	75.0	75.0	秋田 B	38.5	76.5
金沢	63.6	50.0	函館	43.2	37.8

図-12 余裕的作用

5. アイデンティティの論理と実態

■ 自由と秩序

住宅地のアイデンティティ（個別性）とは何かを考えるにあたっては、住宅地にかかわる主体（居住者、一般の市民、関与した技術者）ごとに問題を捉えなければならぬ。

最も単純な発想では、主体にかかわらず個性的であることがアイデンティティの存在することに結びつくとするだろう。しかし、個性とは何かを考えると即座に主体の問題に直面する。誰にとって個性的かということである。また仮に、この問題が解決されたからといっても、個性的なものが、非物的なものであったり意味論的であれば従来からの住宅調査では調査可能でなくなる。アイデンティティの問題は、このように非常に複雑である。

そこで、この研究ではアイデンティティに関する判断主体を、住宅地の真の主体ということで居住者にとことにする。このような分析・考察上の前提は、居住者の自由な住宅づくりがあってはじめて、アイデンティティが生ずるという主張でもある。

しかしながら、居住者の自由——個性の発露は、アイデンティティにとって必要条件ではあるが、十分条件ではない。そのためには、住宅地全体に対する視点が導かれなければならない。居住者個々の自由の発露が、全体として秩序に到達する時はじめて、真のアイデンティティになるといえる。

自由は、インタラクションの中に芽生える。秩序は、インタラクションによっても補強されるが、むしろ住宅地の全体計画によって左右されるものである。その意味で、アイデンティティの秩序に関する側面は、居住者でなく技術者の主体としての判断・意図の実現にかかっているといえる。

次の問題に、アイデンティティは何に現われるかという事がある。これは、どのようなアイデンティティを取上げるかということの問題であるが、残念ながら非物的、意味論的なものは十分把握されていない。さらに、「図と地」の問題に関わる分析範囲、比較範囲の問題がある。この点についても、居住者を判断主体においたので絶体的な観点にして、周辺や市内との比較は十分行っていない。

■ 秩序の論理

物的、特に視覚的秩序はどのような住宅地構成において成立するのだろうか。

インタラクションの5作用のうち、防衛的・顕示的作用は自住戸中心の独立的、閉鎖的なもので、その結果は各住戸の相互関係を分離するように働く、従ってこの2作用からは全体に達する秩序への手掛かりは直接的にはないといえる。

しかし、譲歩的・調和的作用は相隣住戸の共有的、開放的な領域を形成する契機であるから、その結果は物的秩序へ連続していく可能性がある。

また余裕的作用は、特に本研究で取り上げた自然・社会条件——景観・傾斜・伝統性・密度——のような要因では、全住戸に均等に要因がきいているので共通の工夫の結果としてのアイデンティティは秩序——特に視覚的統一性としての秩序に通じ重要である。

実際にも、共有的・開放的領域形成の見られる住宅地(長崎 B, 大津 B など)では、秩序の存在を実感できるし、余裕的作用の強い住宅地(長崎 B, 山口, 金沢, 大津 B など)では特殊でありながら同様の印象を与える。しかし、独立的・閉鎖的作用が必ずしも秩序に何ら寄与しないのではなく、特に物的な工夫を顕在化させる力のある防衛的作用(例えば、塀、門扉、アプローチ、開口部など)は、別種の秩序を形成する。

このように秩序は、領域化によるもの、領域化によらず物的エレメントによるものおよびその両者の共存するものがあることが分かる。

1. 領域的秩序——譲歩的・調和的作用
2. 物的エレメントによる視覚的秩序——余裕的作用, 防衛的作用
3. 領域的+視覚的秩序

具体的に住宅地の構成や各住戸のデザインを分析・考察してみると、各住戸の個性的存在——むしろ乱雑な存在に対し、強い領域的な一体性や視覚的に強い効果のある物的エレメントの繰返ししか勝っていることが秩序につながるように感じる。

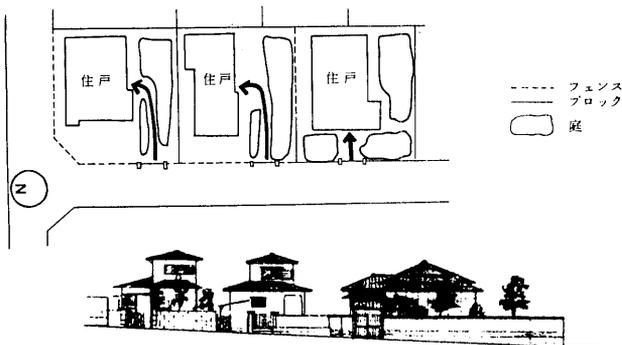


図-13 庭の繰返しによる秩序(長崎B)

例えば、図-13は住戸デザインの多様性が街並に露出することで繰返され統一感を与える。

この事は、古い住宅地が秩序の感じを与えることが、各住戸の多様性が成長した緑によってかくされるためであるとする常識に対応している。

多様性と統一性——例えば住戸と緑——の関係は、秩序の秘密である。多様性をおおう統一性の存在が秩序に繋がるということである。

しかし、この論理は絶対的なものではなく、多くの住宅地にあてはまるといってすぎない。例えば山口は、他の住宅地と比較して余裕のある容積率だが、このため住戸と道路との間に十分距離があり、強い統一性のある物的エレメントが必ずしも無いにもかかわらず秩序の存在を感じる。いいかえれば、多様性の強さが敷地の余裕によって薄められたということである。この例は、領域的一体性の例として考えることが出来る。いいかえれば、領域的な秩序が、視覚的に強い要素の代替的役割を果しているといえる。(図-18)

■ 景観

住宅計画の上で、景観や眺望がどのように配慮されているかを分析することから、景観計画とアイデンティティの関係を分析・考察する。

そこで、景色を楽しむための工夫がどこで行なわれるのか、実際にどのようなつくりとなってあらわれるのか、住宅地全体として、共通に行なわれているのか、意識の共有があるのか、ということをも、調査した。その結果、その傾向が顕著にあらわれていた、窪(金沢)鶴の里(大津)、虹ヶ丘(大津)について説明する。

まず、その工夫であるが、窓の大きさによる工夫が大半を占め、居間の位置、塀、バルコニーなどが少々見つけられる。(図-14)そこで、ある程度大きな窓、及び、居間の窓がどちらを向いているのかを調べ、意識との対応を見ながら分析した。

窪(金沢)の場合、北に景色が良いため、南の開口部が減少し、北に増加する傾向が見られる。これには、冬の北西風にもかかわらず付ける意識(対立的工夫)が見られる。鶴の里(大津)も、北に景色が良い。しかし、北に大きな窓をとるという例も何例か見つけられるが住戸の向きを東にするという例が大半を占めている。これは、傾斜の影響も考えられるが、やはり、対立的な意識があらわれた結果であろう。虹ヶ丘は東に景色が良いという好条件に恵まれているため、東の窓の増加は、さらに加える気持ち(付加的工夫)によると思われる。

次に、住宅地全体としての共通性であるが、3住宅地とも、ある程度共通のつくりが見られることがわかる。虹ヶ丘においては、さらに、皆が同じことをやっているという共有の意識が強く存在している。(図-14, 17)

	窓の大きさ			居間の位置			塀			バルコニー			周辺にあるか (接する人) 20 40 60
	20	40	60	20	40	60	20	40	60	20	40	60	
全調査 地平均	35.0	12.2		8.9			6.5						52.5 (21.6)
窪 (金沢)	54.5	22.7		22.7			18.2						(18.1) ; 68.1
鶴の里 (大津)	62.5	0.0		12.5			18.6						(18.8) ; 56.3
虹ヶ丘 (大津)	62.5	18.6		18.6			12.5						(30.0) ; 75.0

図-14 景観に対する工夫, 共通性, 意識の共有

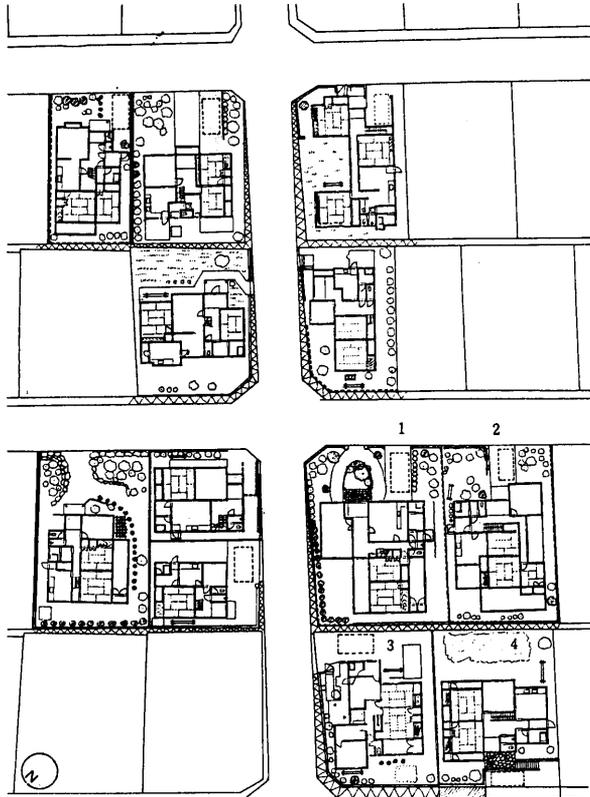


図-15 窪 (金沢) 景観に対する工夫

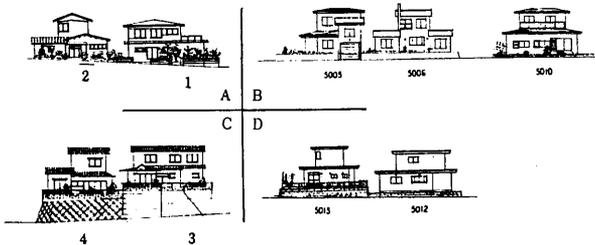


図-16 窪, 勝平の立面の比較

- A-窪, 1・2 南面
- B-窪, 3・4 北面
- C-旭ヶ岡南面
- D-旭ヶ岡北面

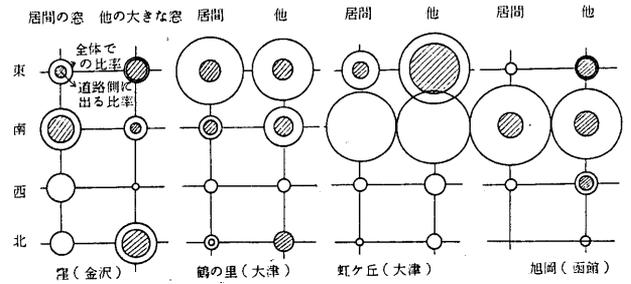


図-17 窓の方位

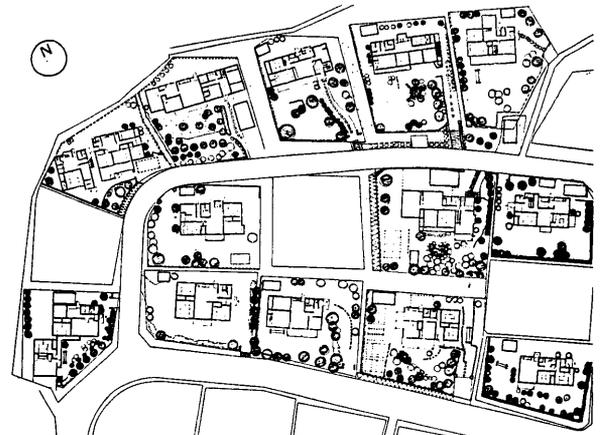


図-18 御堀ヶ丘 (山口) 傾斜に対する工夫

■ 要因別比較

住宅地全体としての総合的なアイデンティティの構造をつかむため、景観・傾斜・伝統の3つの軸を複合させ、その比較を表したのが、図-20である。その結果、次の6つの型に分類できると思われる。

1. 景観型 窪 (金沢)
2. 伝統型 手形山 (秋田), 水上 (富山), 女の都, 鶴見台 (長崎)
3. 傾斜型 御堀ヶ丘 (山口), 米田 (富山)
4. 平均型 勝平台 (秋田), 旭岡 (函館)
5. 総合型 鶴の里, 虹ヶ丘 (大津)
6. 無考慮型 金代 (富山)

この6つの型と、図-20の実察のつくりとを比較して見ると、それぞれの型が実際のつくりに対応し、住宅地を形づくる大きな要因となっていることがうかがえる。

次に図-19によって、共通性の強さ、意識の共有を見ると、共通性においては、金代 (富山) 以外、それぞれの型の強さがわかる。意識の共有では、米田 (富山), 虹ヶ丘 (大津) に、その傾向が感じられる以外は、あまり顕著にはあらわれていないようだ。これは、近隣交際の程度に影響を受けているためだろう。

次に、市内の他の住宅地との比較を試みたが、他の地域を良く知らない、関心がないの回答が多く、良い結果は得られなかった。

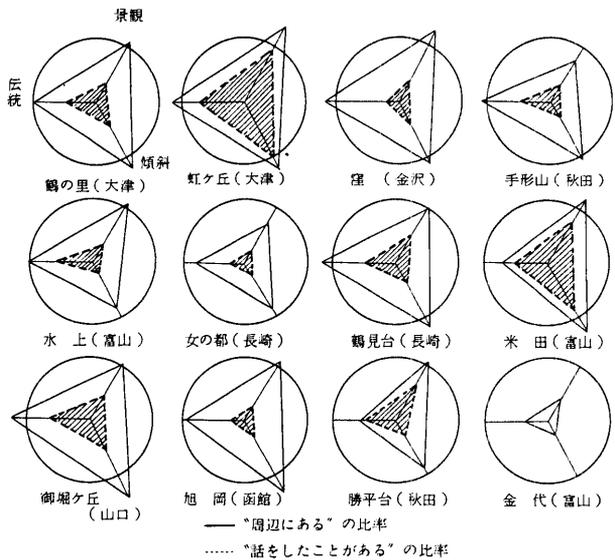


図-19 各要因に対する共通性意識の共有 (円周上50%)

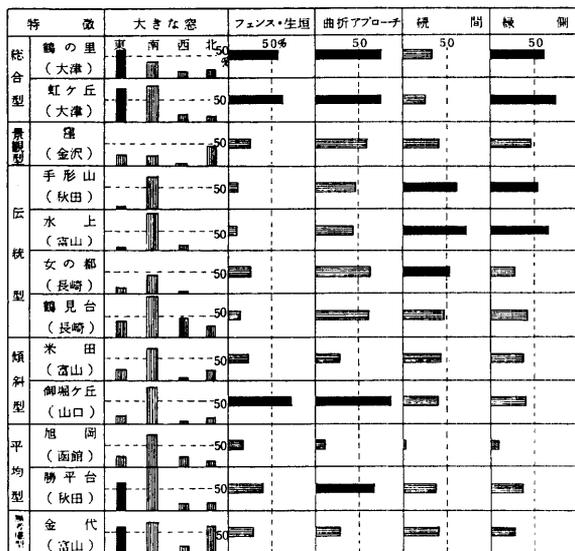


図-20 景観・傾斜・伝統に対する各部のつくり

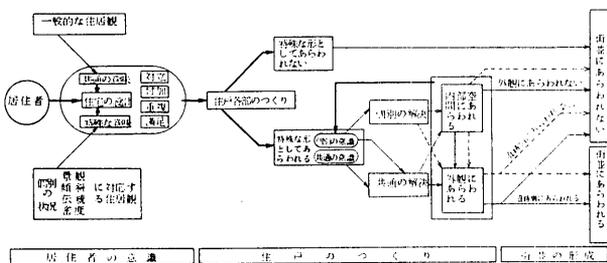


図-21 アイデンティティ構造図

■ アイデンティティの構造

視覚的なアイデンティティは、図-21に示すような発現の構造を有している。特に自然・社会条件の影響——景観・傾斜・伝統・密度の要因による影響は、インタラクションの余裕的作用により住居づくりに特殊な意味

——例えば、他にない、ここにしかない工夫による意味を与え(表-8)、一般的・共通的な住居づくりにプラスされアイデンティティとなる。この場合、表-7に示すように対立や付加などの意味相互間に関連が生じ、居住者主体の意識に反映されると同時に、物的、非物的なものに表われていくことになる。

表-7 意識の型

対立	一般的な意味によるつくりと特殊な意味によるつくりが対立し、どちらかをとれば、もう一方が犠牲になる型
付加	一般的な意味による住居のつくり、特殊な意味によるつくりが付け加わる型
重複	一般的な意味によるつくりと特殊な意味によるつくりが同じであり、2つが重なって強くあらわれる型
満足	特殊な意味によるつくりによって、一般的な意味が満足してしまう型

表-8 外的要因とつくりの関係

	景観		傾斜		伝統	
	つくり	住宅地名	つくり	住宅地名	つくり	住宅地名
塀	低くなる(つくりはない)フェンスにする	窪(金沢)御堀ヶ丘(山口)他8地区	低くなる(つくりはない)フェンス生垣にする	全地区	伝統的なデザイン材質にする	
のり面			樹木を植える芝生にする	虹ヶ丘(大津)御堀ヶ丘(山口)		
アプローチ	広くとる	鶴の里(大津)	階段・スロープになる曲折する	全地区		
玄関			2階に作る		引き戸にする広くとる	全地区
庭	景色の良い方向に向ける景色をながめられるつくりにする	鶴の里(大津)虹ヶ丘(大津)御堀ヶ丘(山口)	レベル差が生じる		中庭をとる観賞庭の傾向が強くなる	女の都(長崎)
バルコニー	景色の良い方向に向ける	勝平台(秋田)窪(金沢)他5地区	高い方に向けない			
屋根					寄棟・入母屋などの形態をとる伝統的なデザイン	水上(富山)鶴見台(長崎)他4地区
間取り	緑側をとる	窪(金沢)金代(富山)	中2階を作る2階の部屋数が増加する	旭岡(函館)	縁側をとる和室数の増加	全地区
LDKの位置	景色の良い方向にとる2Fにとる	旭岡(函館)窪(金沢)他7地区	2階にする			

L D K の窓	大きくす る	鶴の里 (大津) 勝平台 (秋田) 以外の 全地区	高い方に はつけない	旭 岡 (函館) 勝平台 (秋田) 手形山 (秋田) 米 田 (富山)	伝統的な デザイン	
他の 部屋の 位置	増築する	虹ヶ丘 (大津) 御堀ヶ丘 (山口) 女の都 (長崎)				
他の部屋 の窓	大きくす る 出窓にする	全地区 鶴の里 (大津) 女の都 (長崎)	高い方に はつけない		伝統的な デザイン	
ガレージ			地下に作 る	鶴の里 (大津) 虹ヶ丘 (大津) 他3地区		

6. 今後の研究課題

住様式の動向を見る目的で始められた研究であったが、研究期間も2年に及んだこともあり、新しい問題意識が加わり大幅に拡散した研究となってしまった。

平面類型から住様式を見ることは、住戸に着眼することであったが、住戸からだけ住様式を見ては住宅に関わる最も大きな要因である住宅地内での存在という条件を無視しかねないという欠点を持っている。また、住様式は、近隣生活の中での住様式という側面もあるわけで住宅内生活だけ見るような捉え方には問題がある。

こういうわけで、「集合の住様式」に着目し、インタラクションとアイデンティティの操作概念を導いた。この研究は、まだ端緒についたばかりで住宅地の選択も若干限定されており、未整理のデータをまだ多く抱えているということで、今後に待たざるを得ない。

しかし、住宅地、住様式の事実認識として、上記2概念は、新しい住宅地計画の規範を提起できる可能性があることは間違いないと思う。またこのような調査による住宅地の事実の記述も、新しい規範へ通じるということで重要である。

本研究は、今後住宅地、住宅計画への技術的提言にも通じると思われるが、まだ道は長いと考える。

〈研究組織〉

研究主査	服部 岑生	千葉大学
委員	魚江真理子	千葉大学
	青木 光之	千葉大学
	鈴木 孝道	千葉大学
	青木 節子	総 設 計
	中山 茂樹	千葉大学